

全役員辞任の場合の新任者の任期について

Q. 役員全員が任期の途中において辞任したとき、後任者の任期は、前任者の残任期間であるか、それとも新たに任期を起算すべきか。

A. 定款に定められた役員任期は役員に選任された個々の人に与えられる在任の期間である。従って、残任期間の定めがなければ補欠の役員に対しても定款による任期が与えられる。しかしながら、一般的に全員の役員任期をそろえるための技術的な方法として残任期間の定めを設けるのが通例となっている。この場合のように役員全員が辞任した場合には補欠の役員という概念がなくなるし、また、残任期間の定めにより任期をそろえる必要もないので、残任期間の定めにかかわらず新たに任期を起算できるものと解する。